

受水槽式給水設備(3階まで)の給水装置(直結給水)への切替工事の取扱いについて

受水槽式給水設備の給水装置(直結給水方式)への切替工事に関する事前調査及び提出書類について以下のとおりとする。

1. 事前調査

受水槽二次側の給水設備を直結給水装置に改造工事を行う者は、事前に(1)～(3)に掲げる場合に応じて、該当する事項を実施及び確認すること。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

●既設配管の材質調査及び確認

- ・水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」(以下「構造材質基準という。」)に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認すること。
- ・「構造材質基準」に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替えること。
- ・埋め込み等により確認が極めて困難な場合は、基準に適合した給水管、給水用具に取り替えるか、逆流防止の措置を講じたうえで確約書(様式-1)を提出すること。

●既設配管の耐圧試験の確認

- ・耐圧試験における試験水圧は、現場付近の静水圧に0.25Mpaを加えた圧力とし1分間以上水圧を試験した後、漏水等が生じないことを確認する。

(2) 受水槽式給水設備に更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状態が明らかな場合

●既設配管の材質確認

- ・ライニングに使用した塗料が「構造材質基準」に適合した製品である場合は、施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行うこと。
- ・なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

●既設配管の耐圧試験の確認

- ・耐圧試験における試験水圧は、現場付近の静水圧に0.25Mpaを加えた圧力とし1分間以上水圧を試験した後、漏水等が生じないことを確認する。

●既設配管の浸出性能確認

- ・適切な施工で行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5ℓの流量で5分間流し捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、「構造材質基準」に基づく浸出等に関する基準をみたしているかを確認すること。

- ・採取方法は、現地にて水道水を毎分5ℓの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取する。

- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 受水槽式給水設備に更生工事の履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状態が確認できない場合

●既設配管の耐圧試験の確認

- ・耐圧試験における試験水圧は、現場付近の静水圧に0.25Mpaを加えた圧力とし1分間以上水圧を試験した後、漏水が等生しないことを確認する。

●既設配管の浸出性能確認

- ・ライニングに使用された塗料については、既設配管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で「構造材質基準」に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認すること。

- ・既設配管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水(給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの)を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、浸出等に関する基準を満たしていることを確認すること。この場合において、一度の採水で5ℓの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準(表-1)のすべての項目を行うこと。

2. 給水装置工事の提出書類

受水槽式給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更(改造)工事とすること。なお、水道事業者が給水装置に変更する工事の承認を申込む者(当該工事申請者)は、事前に水道事業者と協議をすること。(様式-2)

3. その他

この取扱は、井戸・山水配管設備から給水装置への切替工事についても同様とする。

【別紙-1】

提出書類	(1)	(2)	(3)
協議書(様式-2)	●	●	●
既設配管の材質確認書(図面及び現場確認)	●		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録書の写し		●	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		●	
同上施工報告書(写真添付)		●	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		●	
浸出性能試験成績証明書			●
既設配管の耐圧試験結果(チャート紙)	●	●	●
確約書(様式-1)	(●)		
その他水道事業が指示した書類	●	●	●

※表中の(1)(2)(3)は、「受水槽式給水設備(3階まで)の給水装置(直結給水)への切替工事の取扱について」において、事前調査の項目に記載している(1)(2)(3)のケースの工事をいう。

【様式-1】

確 約 書

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

今回の（受水槽式給水設備・井水・その他）の給水装置への切替工事にあたっては、既設配管の材質が水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した製品であるかどうかの確認が極めて困難であります。

つきましては、給水装置への切替工事後、このことにより水質等の問題が生じた場合は当方で全責任を負うとともに直ちに配管を取り替えることを確約します。

年() 月 日

所 有 者

【住 所】

【氏 名】

印

【様式-2】

受水槽式給水設備等の給水装置への切替工事の協議書

年() 月 日

出雲水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者(申請者)

【住所】

(フリガナ)

【氏名】

【電話】

施工場所 (施設名称)	出雲市 ()
施工業者	【指定事業名】 【主任技術者】
建物の概要	【既設配管の状況】 受水槽式給水設備 ・ 井水 ・ その他() 【階数】 地上 階建て 【給水目的】 住宅専用 ・ 店舗付住宅 ・ 集合住宅 ・ テナントビル その他() 【使用形態】 1階 : 2階 : 3階 :
分岐状況	配水管(管種・口径) Φ mm 給水管(管種・口径) Φ mm
既設給水設備の状況	【更生工事の履歴】 有 ・ 無 【更生工事に使用された塗料・工法及び施工状態】 明確 ・ 不明確
添付書類	別紙-1のとおり

取扱に基づき、事前に協議を実施しました。

年() 月 日

出雲市上下水道局 (水道施設課 給水係)

事 項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	カドミウムの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/ℓ以下であること。	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/ℓ以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/ℓ以下であること。	10mg/ℓ以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/ℓ以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
1,4-ジオキサン	0.005mg/ℓ以下であること。	0.05mg/ℓ以下であること。
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/ℓ以下であること。	0.004mg/ℓ以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/ℓ以下であること。	0.04mg/ℓ以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/ℓ以下であること。	0.006mg/ℓ以下であること。
トリクロロエチレン	0.003mg/ℓ以下であること。	0.03mg/ℓ以下であること。
ベンゼン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/ℓ以下であること。	0.08mg/ℓ以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/ℓ以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/ℓ以下であること。	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/ℓ以下であること。	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
塩化物イオン	20mg/ℓ以下であること。	200mg/ℓ以下であること。
蒸発残留物	50mg/ℓ以下であること。	500mg/ℓ以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	0.2mg/ℓ以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/ℓ以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	0.5mg/ℓ以下であること。	5mg/ℓ以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
エピクロヒドリン	0.01mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
アミン類	トリエチレントラミンとして0.01mg/ℓ以下であること。	トリエチレントラミンとして0.01mg/ℓ以下であること。
2,4-ニトロフェニルアミン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
2,6-ニトロフェニルアミン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
スチレン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
1,2-ブタジエン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。
1,3-ブタジエン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。

備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/ℓ」とあるのは「0.007mg/ℓ」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/ℓ」とあるのは「0.97mg/ℓ」と、銅及びその化合物の項中、「0.1mg/ℓ」とあるのは、「0.98mg/ℓ」とする。

【表-1】